

1 子ども・子育て支援事業計画について

- 子ども・子育て支援法に基づき、5年を一期とする教育・保育の提供体制の確保等について定めることが義務付けられた計画(計画期間：R2～R6年度)
- 札幌市では「第4次さっぽろ子ども未来プラン」に包含しており、当該事業計画に基づき、これまで保育所等の整備を推進
- R4年度は当該計画の中間年にあたることから、事業計画の見直しを実施するもの
- 中間見直しにあたっては、認可・確認部会において詳細を検討し、子ども・子育て会議に報告することとした(R4.3.9札幌市子ども・子育て会議で承認)

2 保育ニーズ量と現在の供給見込量

(1) 保育ニーズ量推計結果

保育ニーズ量 = 利用意向率 × 就学前児童数

調査結果	現行計画(A)	中間見直し(B)	増減(B-A)
利用意向率	53.3%	55.7%	↑ 2.4%
就学前児童数(人)	73,434	70,999	↓ 2,435
保育ニーズ(人)	39,132	39,574	↑ 442

※ いずれの数値も令和7年4月時点の推計値
 ※ 利用意向率には保育認定対象児童のうち「学校教育利用希望が強い」世帯を含む

就学前児童数は現行計画時の想定値よりも減少した一方、利用意向率は増加した結果、札幌市全体の保育ニーズ量は現行計画比で若干増加(1.1%の増)している。

(2) 現在想定される過不足

【推計上[保育ニーズ>供給量]となっている区分】

不足発生区	1,2歳	3~5歳	計
白石区	▲20	-	▲20
清田区	▲27	▲56	▲83
南区	▲69	▲32	▲101
西区	▲51	-	▲51
手稲区	▲143	▲153	▲296
計	▲310	▲241	▲551

※ 上記区以外は、[保育ニーズ<供給量]を見込んでいる

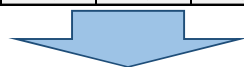
- 「R7.4時点で推計される保育ニーズ量」と「現時点で見込まれるR5.4時点の供給量」を比較すると、上記表のとおり一部の区分で供給量が不足する区分が残る。
- 事業計画における需給状況に加え、待機児童の状況や各保育施設の入所状況等も踏まえ、供給確保策を検討する。

3 今後の保育所等整備について (供給量確保の考え方)

これまでの考え方

- 「札幌市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況に基づき、保育の供給量が不足する地域(行政区単位)において重点的に整備を実施
- 市内における保育の供給量は充足しつつある。一方、一部の地域においては供給量が不足しており、また、特定待機児童も一定数存在している状況

	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
保育所等利用希望児童数	31,428	32,232	33,306	33,908	34,244
認可保育所等定員	29,674	31,147	32,518	34,218	35,610
待機児童数(国定義)	0	0	0	0	0
待機児童数(国定義以外含む)	1,963	1,947	1,869	1,578	1,201
幼稚園の一時預かり等除く	1,531	1,389	1,244	893	648



これまで保育の受け皿確保の中心的手法として行ってきた新設整備は、保育ニーズの変化や地域の需給状況を詳細に見極めた上で、**限定的に実施していくとともに、既存施設を活用した受け皿の確保に重点を置いて整備等を行う。**

(1) 局所的な供給不足地域での新設整備

- 市内すべての小学校区を対象に、保育の需給状況を**詳細に分析した上で、保育の供給量が不足する地域に限定し新設整備を実施**

小学校区内/隣接小学校区の状況、地理的要素を考慮

- 大規模マンションの建設等による**局所的な保育ニーズの増加**に対し、地域の需給バランスを適宜見直し、**必要に応じて新設整備を実施**
- 「既存保育施設との距離制限における緩和条件」としている「地下鉄駅から800m圏内」の要件に**JR駅を追加** 駅周辺の大規模開発等に対応

今後の考え方

(2) 既存施設を活用した受け皿の確保

- 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行
認定こども園は教育・保育の機能を持ち、保護者の就労状況等に関わらず柔軟に利用可能であることから、最優先で整備を実施
→ 利用定員については**移行前の保育所/幼稚園の規模・需給状況に応じて必要最低限の設定とする**
- 保育施設の増改築・増築・分園新築
・老朽化した施設の更新を兼ねた増改築整備を優先的に実施
・増築/分園新築については、局所的に供給量が不足する地域で行うほか、施設ごとの入所状況等に応じて整備を実施
- 保育士確保や施設の運営支援を推進
保育定員の増加等に係る事業者の負担を軽減するため、保育士確保や施設運営を支援するための各種取組みを推進

(3) 老朽化した保育施設の更新

- 供給計画における供給量の確保
供給量は行政区単位で必要な量を確保することを原則としているが、隣接区など、居住区以外の保育施設を利用する場合もあることから、**供給量が不足する行政区において、隣接区に余剰がある場合には、その一部を当該行政区の供給量とみなすなど、一定の調整を行う**
- 安全・安心な保育環境の確保のため、幼稚園から認定こども園への移行に伴う園舎の建替えや、**増改築後の定員増の条件については需給状況を踏まえて、人数の見直しを検討**

4 事業計画改定内容 (別紙)

- 現行事業計画では「既存施設の活用」を最優先の供給量確保策としており、今回の中間見直しにおいてもこの方針を継続しながら「3 今後の保育所等整備について」の考え方を踏まえて、事業計画を再整理。
- 事業計画期間において必要な供給量を令和7年4月までに確保
- 供給量確保の方策について
認定こども園の定員設定の考え方、小規模保育事業及び事業所内保育事業の整備の考え方について、現状の方針を明記
- 区全体の需給状況に関わらず、真に必要な個所への整備を検討
札幌市全域では供給量は充足しつつあることから、地域の需給状況を詳細に分析した上で、整備地域を検討する

5 中間見直しの検討経過及び今後のスケジュール

